

筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定)

令和 6 年度

福岡県飯塚市

【 筑豊広域都市計画下水道の変更（飯塚市決定） 】

筑豊広域都市計画下水道 飯塚公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 2,338ha（うち処理区域 約 2,271ha）

理 由

別紙のとおり

【理由書】

本市の公共下水道事業は、昭和43年度の事業着手以降、幾度かの計画見直し、事業計画変更を経て今日に至る。現在、全体計画区域は汚水2,747ha、雨水2,672haとし、そのうち事業計画区域は汚水1,608ha、雨水1,855haとして鋭意事業の進捗に努めている。

今回の変更計画は、弁分の一部（飯塚市立病院）において都市計画決定区域（汚水のみ）を3.8ha拡大することにより、公共用水域の水質保全、自然環境保全を図るものです。

【新旧対照表】

筑豊広域都市計画下水道の変更（飯塚市決定）

筑豊広域都市計画下水道 飯塚公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称

筑豊広域都市計画下水道 飯塚公共下水道（変更なし）

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

2,267

（備考）約 2,338ha〔うち処理区域 約 2,271ha〕

3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起点	終点	
柳橋二瀬污水幹線	飯塚市柳橋	飯塚市幸袋	変更なし
放流渠	飯塚市柳橋	飯塚市柳橋	変更なし

4. その他の施設

名 称	位 置	敷地面積	備 考
片島ポンプ場	飯塚市片島二丁目	約 3,500 m ²	変更なし
鶴三緒ポンプ場	飯塚市鶴三緒	約 3,200 m ²	変更なし
殿浦污水中継ポンプ場	飯塚市川島	約 2,500 m ²	変更なし
露切污水中継ポンプ場	飯塚市菰田西三丁目	約 1,700 m ²	変更なし
下三緒污水中継ポンプ場	飯塚市下三緒	約 370 m ²	変更なし
目尾污水中継ポンプ場	飯塚市目尾	約 870 m ²	変更なし
吉北污水中継ポンプ場	飯塚市吉北	約 770 m ²	変更なし
芦原雨水ポンプ場	飯塚市片島三丁目	約 390 m ²	変更なし
東町雨水ポンプ場	飯塚市飯塚	約 520 m ²	変更なし
水江雨水ポンプ場	飯塚市川津	約 2,300 m ²	変更なし
飯塚終末処理場	飯塚市柳橋	約 53,800 m ²	変更なし

※上段赤字：変更前、下段黒字：変更後

【 都市計画を変更する土地の区域の表示 】

飯塚市 弁分の一部

【 計画変更概要書 】

1. 計画変更の概要

「1. 下水道の名称」及び「3. 下水道管渠」、「4. その他の施設」は、変更なし。

「2. 排水区域」において、排水区域の既決定区域 2,338ha は変更なく、処理区域の既決定区域 2,267ha に 4ha を追加して 2,271ha とする。

2. 計画決定の理由

都市環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、4ha の処理区域の拡大を行うものである。

3. 数量の増減

排水区域	区分	前 回		今 回		増 減	
	汚水	約 2,267ha		約 2,271ha		約 4ha 増	
	雨水	約 2,338ha		約 2,338ha		—	
下水管渠	区分	幹線数	延長	幹線数	延長	幹線減	延長
	汚水	2 本	約 1,990m	2 本	約 1,990m	—	—
	雨水	0 本	—	0 本	—	—	—
	合流	0 本	—	0 本	—	—	—
処理施設	区分	前 回		今 回		増 減	
	汚水	1 箇所		1 箇所		—	
ポンプ施設	区分	前 回		今 回		増 減	
	汚水	7 箇所		7 箇所		—	
	雨水	3 箇所		3 箇所		—	

筑豊広域都市計画下水道の変更
(飯塚市決定)
～都市計画決定の説明～

令和6年度

飯塚市役所
企業局 下水道課

目次

1. 事業の目的	-----	2
2. 公共下水道整備計画の概要	-----	3
3. 都市計画決定とは	-----	4
4. 下水道事業の流れ	-----	5
5. 都市計画決定のスケジュール	-----	6

1. 事業の目的

本都市計画決定の対象事業は、下水道事業であり対象施設は飯塚市立病院になります。

当該施設は現在、合併処理浄化槽にて汚水（トイレ・入浴設備などからの排水）を処理し、隣接ため池へ排水を行っています。

合併処理浄化槽からの排水による周辺環境への懸念や、「合併処理浄化槽の更新・維持管理費用」と「公共下水道施設（管路）の設置・維持管理費用」の比較などの検討により、令和5年度策定の飯塚市污水处理構想にて当該施設の污水处理を公共下水道にて行う方針としています。

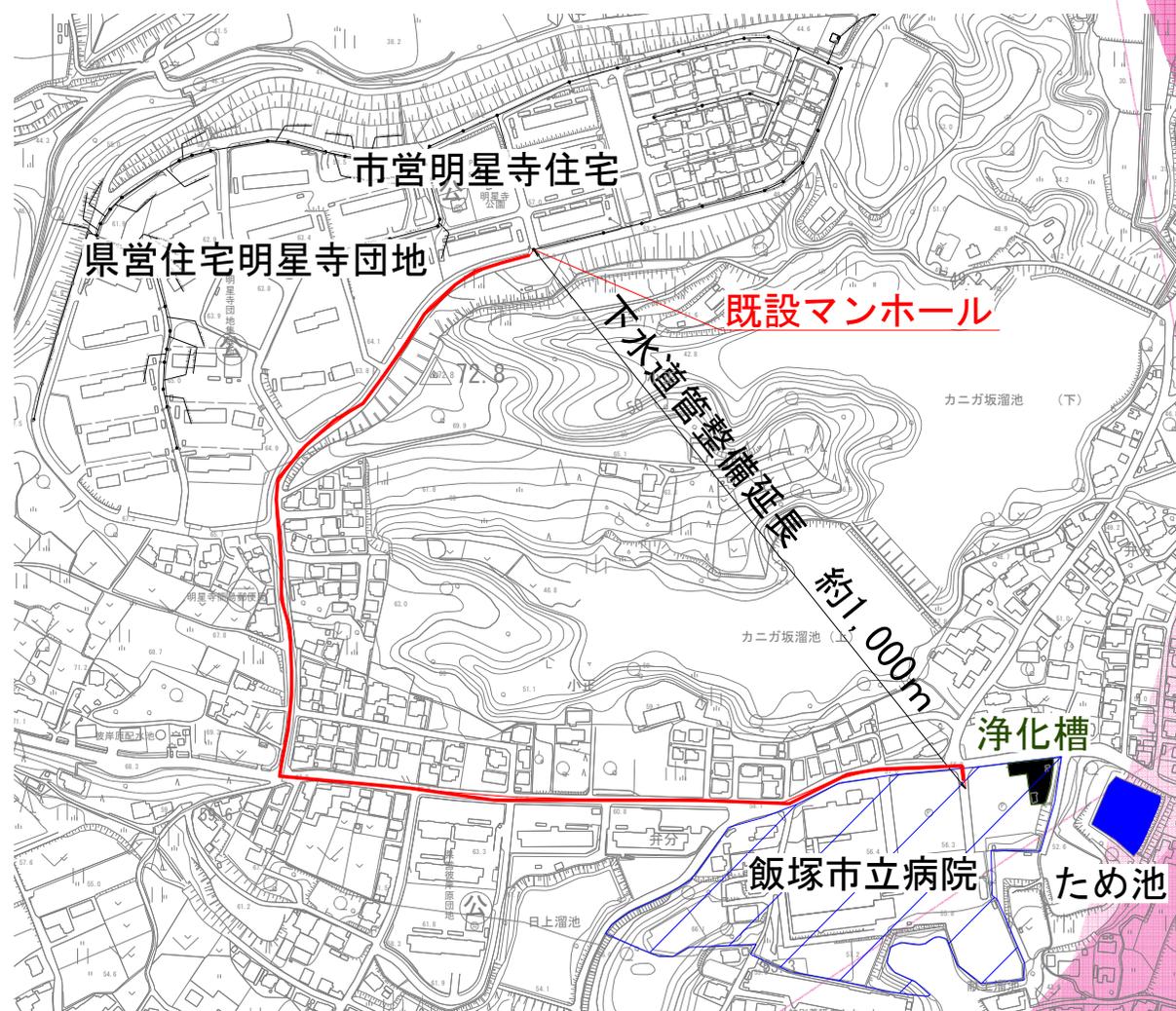
そこで当該施設を公共下水道へ接続するため、下水道管の設置を行うものです。

2. 公共下水道整備計画の概要

公共下水道整備計画の概要を示します。

病院敷地内から市道を通り、市営明星寺住宅付近の既設マンホールまで下水道管を地中に設置します。

整備延長は約1,000mとなります。



3. 都市計画決定とは

◆下水道とは

人間の生活と生産活動に起因して生ずる汚水、すなわち家庭の台所や風呂場などからの雑排水・水洗便所排水・工場・事業場（学校、官庁、病院、駅、オフィス、公共施設など）からの排水及び降雨、降雪によって流出する雨水などを総称して下水といいます。下水を排除するための管路などの構造物、ポンプ場、処理施設などを総称して下水道と呼びます。

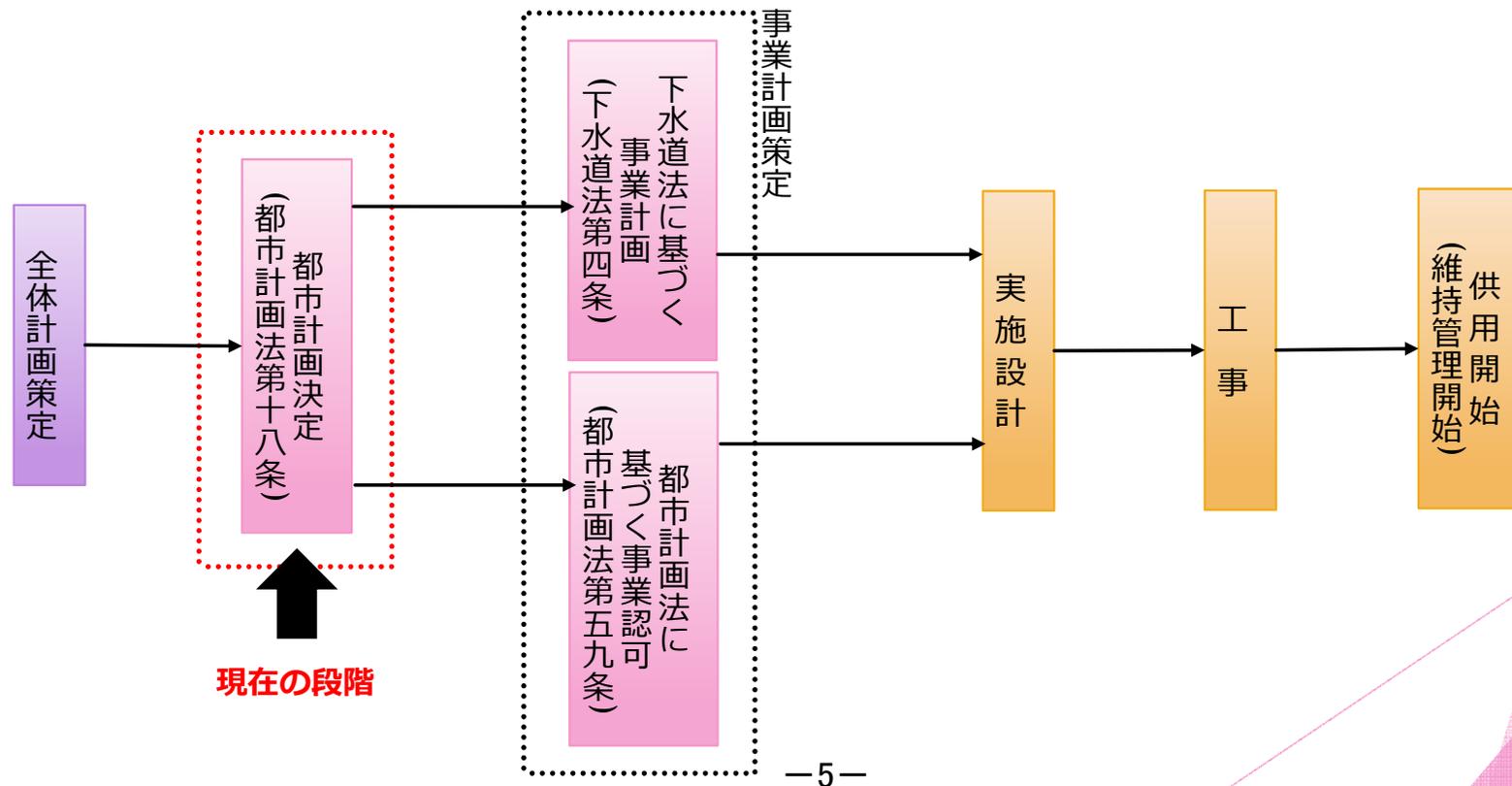
◆都市計画決定とは

都市計画には、地域地区、都市施設、市街地開発事業などさまざまなものがありますが、そのいずれもが地域の土地利用や地域の発展に大きな影響を及ぼしますので、都市計画を決定するにあたっては詳細な手続きが法律で定められています。都市計画決定とは、都市施設※（都市計画法第11条第1項）を定め、都市計画の告示（都市計画法第20条第1項）することにより、都市計画が正式に効力を発生することをいいます。

※都市施設とは、道路、公園、学校、上下水道など都市において必要となる公共的な施設のことです。

4. 下水道事業の流れ

下水道事業にて管路を整備するためには、全体計画を策定したのち、都市計画法および下水道法などに定める手続きが必要になります。基本的な流れは下記の通りです。現在は、このうち都市計画決定の段階になります。



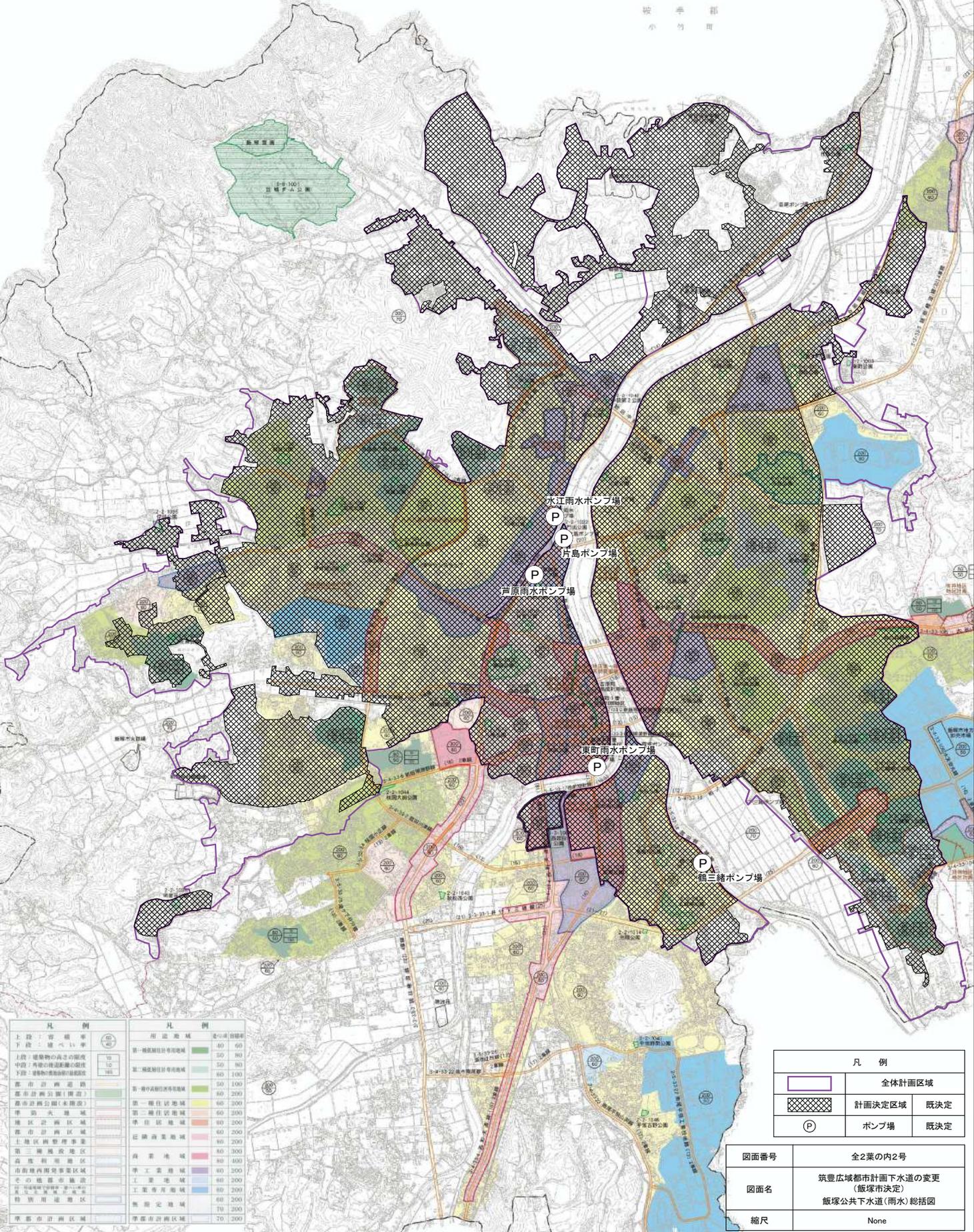
5. 都市計画決定のスケジュール

下水道では、事業の実施前に処理場やポンプ場の位置、管路のルートについて都市計画決定を行い、都市施設としての計画を明示する必要があります。以下に今後の都市計画決定のスケジュールを示します。

令和6年8月			令和6年9月			令和6年10月			令和6年11月			令和6年12月			令和7年1月			令和7年2月			令和7年3月			令和7年4月			令和7年5月								
10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30						
● (市決定)都市計画審議会【原案の報告】			→ 原案の縦覧(2週間)			★ 公聴会開催(申出有の場合)			● (市決定)都市計画審議会【案の報告】			★ 県事前協議申請			★ 県同意通知			→ 案の公告・縦覧(2週間)			● (市決定)都市計画審議会【付議】			★ 県法定協議申請			★ 県同意通知			★ 都市計画決定			★ 変更告示縦覧		



筑豊広域都市計画下水道の変更(飯塚市決定)
飯塚公共下水道(雨水)総括図



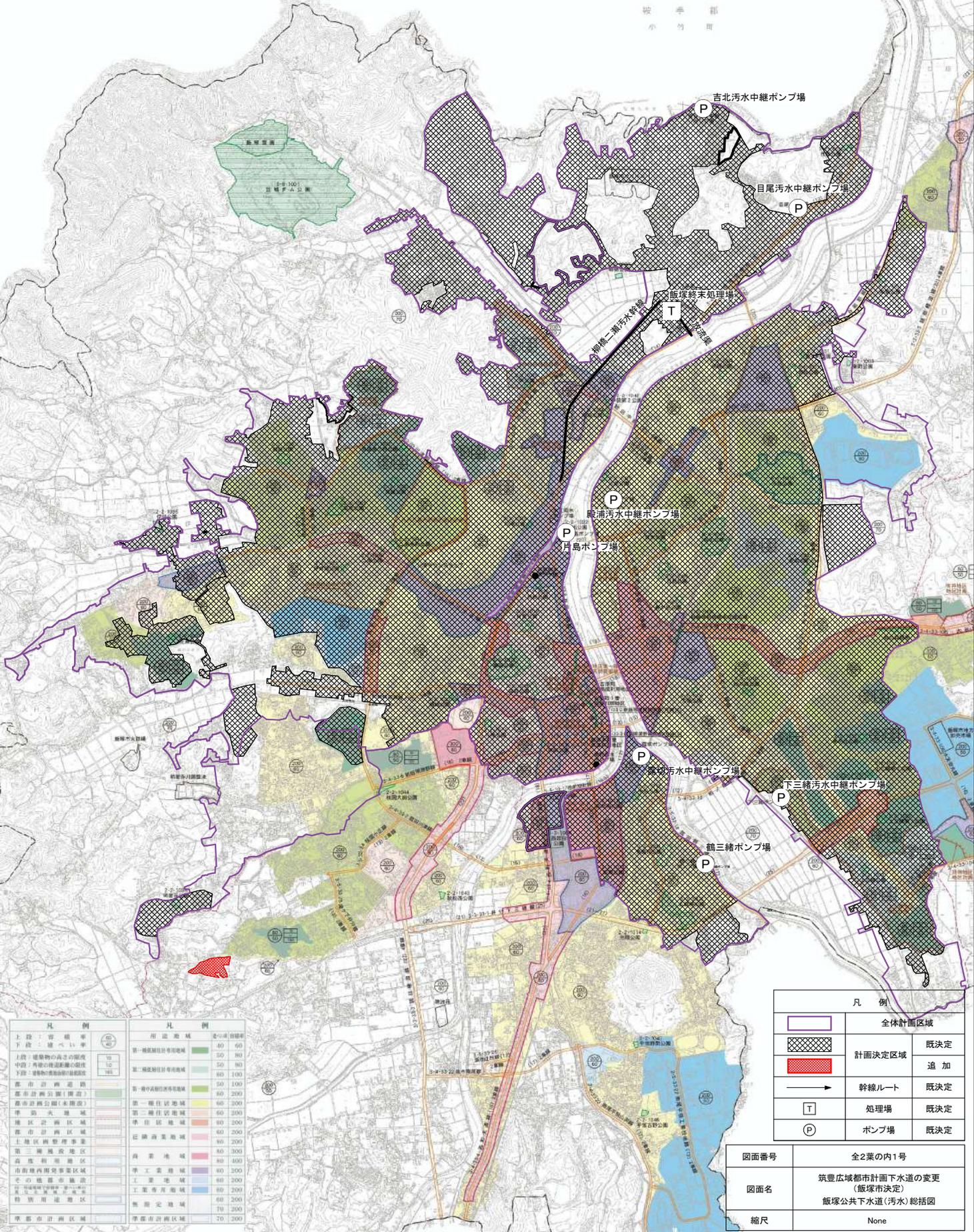
凡例	
上段：管線断面	40 50
下段：埋込み管	50 80
上段：建築物の高低の別	50 80
中段：主要な幹線管線の高低	50 100
下段：建築物の敷地面積の別	50 100
都市計画道路	50 100
都市計画公園(緑道)	50 200
都市計画公園(水緑道)	50 200
準工業地域	50 200
第一種住宅地域	50 200
第二種住宅地域	50 200
第三種住宅地域	50 200
商業地域	50 200
工業地域	50 200
特別用途地域	50 200
都市計画区域	70 200

凡例	
	全体計画区域
	計画決定区域 既決定
	ポンプ場 既決定

図面番号	全2葉の内2号
図面名	筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定) 飯塚公共下水道(雨水)総括図
縮尺	None



筑豊広域都市計画下水道の変更(飯塚市決定)
飯塚公共下水道(污水)総括図

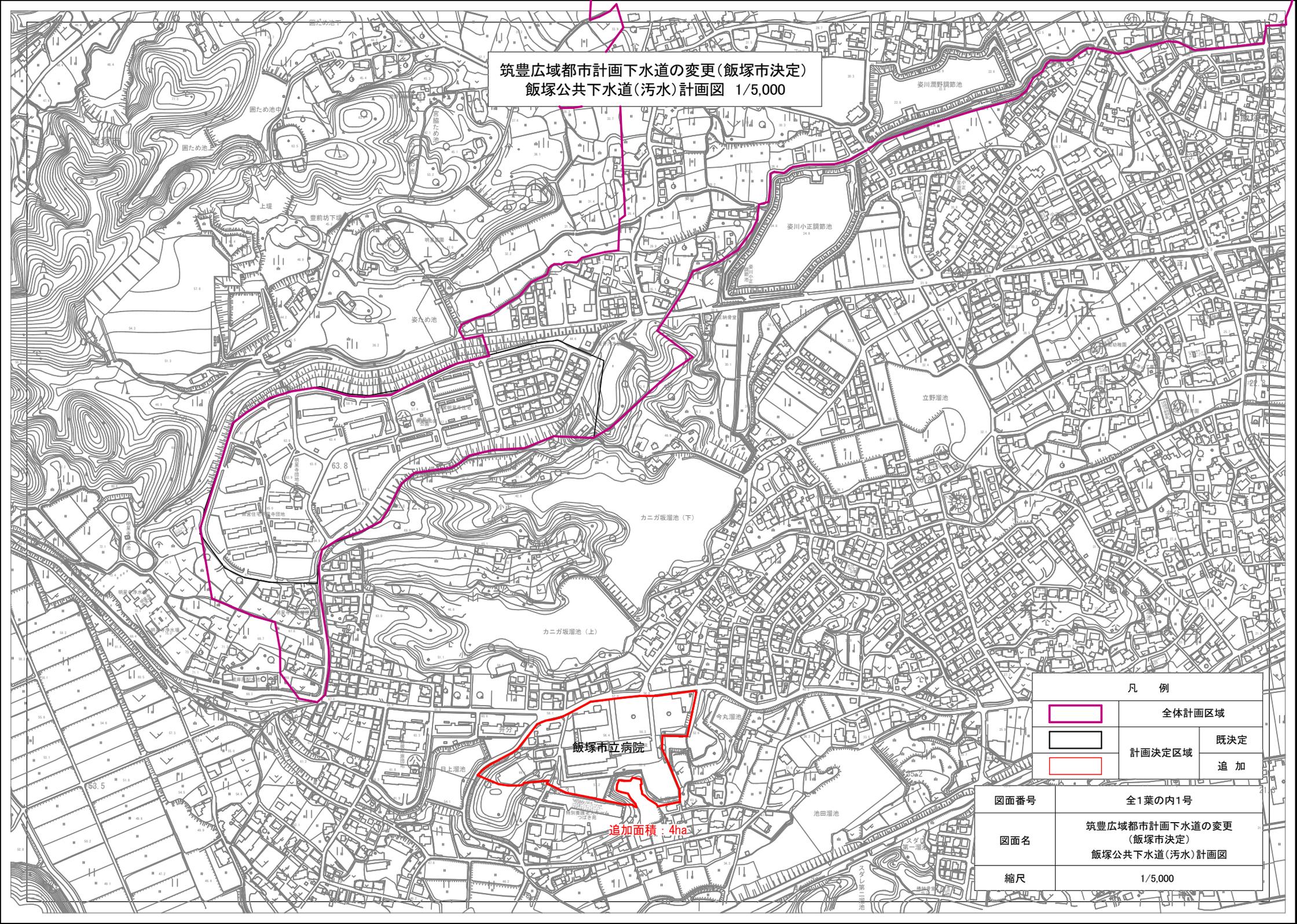


凡例	
上段：建築物の高さの別 下段：建物の用途の別	用途地域
第一種高度地区等指定地域	第一種高度地区等指定地域 40/50
第二種高度地区等指定地域	第二種高度地区等指定地域 50/80
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 60/100
第一種住居地域	第一種住居地域 60/200
第二種住居地域	第二種住居地域 60/200
第三種住居地域	第三種住居地域 60/200
商業地域	商業地域 80/300
工業地域	工業地域 80/300
工業専用地域	工業専用地域 80/200
特別用地域	特別用地域 70/200
準都市計画区域	準都市計画区域 70/200

凡例	
	全体計画区域
	計画決定区域
	追加
	幹線ルート
	処理場
	ポンプ場

図面番号	全2葉の内1号
図面名	筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定) 飯塚公共下水道(污水)総括図
縮尺	None

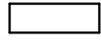
筑豊広域都市計画下水道の変更(飯塚市決定)
飯塚公共下水道(汚水)計画図 1/5,000



飯塚市立病院

追加面積：4ha

凡 例

	全体計画区域	
	計画決定区域	既決定
		追加

図面番号	全1葉の内1号
図面名	筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定) 飯塚公共下水道(汚水)計画図
縮尺	1/5,000

都市計画決定の経過および予定

事 項	時 期	備 考
飯塚市都市計画審議会（原案の報告）	令和6年8月2日	
県下水道課との下協議	令和6年8月26日	
県農山漁村振興課との協議	令和6年8月26日	
都市計画原案の縦覧（2週間）	令和6年9月10日 から 9月24日	縦覧者：1名
原案に対する意見の申出（1週間）	令和6年9月25日 から 10月2日	申出者：0名
公聴会の開催		申出がないため、 開催なし
関係自治会長（弁分）内容説明	令和6年10月28日	
飯塚市都市計画審議会（案の報告・ 経過報告）	令和6年12月3日	
県事前協議 （下水道課、都市計画課）	令和6年12月中旬	予定
都市計画案の法定縦覧（2週間）	令和7年2月中旬	予定
飯塚市都市計画審議会（付議）	令和7年3月下旬	予定
県法定協議	令和7年4月上旬	予定
都市計画変更決定告示	令和7年5月上旬	予定

筑豊広域都市計画下水道の変更に伴う補足資料

1.費用面からの比較した場合

浄化槽改築更新費及び維持管理費

項目	金額	摘要
①浄化槽改築更新費	287,842 千円	
②年当りの改築更新費	8,995 千円/年	(耐用年数を32年で計算)
③浄化槽維持管理費	6,465 千円/年	
合計 (②+③)	15,460 千円/年	

下水道整備費及び委託費

項目	金額	摘要
①下水道等管整備費	128,640 千円	マンホールポンプ含む
②事業計画策定委託	17,600 千円	
③実施設計委託	23,500 千円	
合計 (①+②+③)	169,740 千円	
国の交付金を活用した場合	93,670 千円	(76,070千円が交付金)
年当りの下水道整備費	1,874 千円/年	(耐用年数を50年で計算)

下水道整備の方が年当り 13,586 千円 費用が安価になる。

2.費用負担の面から比較した場合

浄化槽改築更新費と維持管理費は、飯塚市立病院から支出し、市の負担はない。
下水道整備費は、市が負担するが、下水道使用料金 9,250千円/年の見込みである。

下水道整備について、整備費は市で負担するが、下水道使用料金等で約10年でイニシャルコストを回収でき、それ以降は、市の収益となる。